

的場委員（民主県政会）

令和6年3月6日

教育長答弁実録

（教育委員会）

（問）広島県内の文化財の整備について

文化財は長い歴史の中で生まれ、今日まで守り伝えられた地域の財産であり、地域の活性化に欠くことが出来ないものとする。各地域において、地域の財産である文化財の保存、活用が一層推進され、次世代に継承されていくべきと考えるが、教育長の所見を伺う。

（答）

県教育委員会におきましては、令和3年3月に、「広島県文化財保存活用大綱」を策定し、文化財の保存と活用に関する基本的な方向性や取組方針などを定めたところでございます。

文化財の被災や、老朽化等により、文化財の価値が損なわれるおそれが生じた場合には、この「大綱」に基づき、専門家、関係機関などと連携を図りながら、財政的支援、技術的指導助言を行うことを通じて、計画的な修理・整備を進めているところでございます。

また、調査を行えば文化財的価値を認められる可能性がありながら、近年の生活の変化や開発の進展等により、文化財が廃棄・撤去されることのないよう、市町や関係機関などと連携し、本県域内の文化財の総合的な把握に努め、指定を始めとする保護施策を進めることとしております。

加えまして、文化財は、各地域の財産として保存・活用されることが重要であることから、市町に対し、文化財の保存と活用に関する総合的な法定計画である「文化財保存活用地域計画」の作成を働きかけるとともに、保存・活用にかかる施策などへの指導助言や支援、人材確保及び育成などに取り組んでいるところでございます。

今後とも、国や市町などと連携し、地域の貴重な財産である文化財の保存と活用や、次世代への継承に取り組んでまいりたいと考えております。